

長 第 1 2 9 7 号

平成 24 年 1 月 30 日

軽費老人ホーム A 型設置主体の長 様

山形県健康福祉部長

( 公 印 省 略 )

扶養控除廃止に係る養護老人ホームへの入所措置要件、  
費用の徴収及び軽費老人ホーム A 型の利用料の受領に係  
る取扱いについて（通知）

このことについて、厚生労働省老健局長から別添のとおり通知がありましたので御承  
知いただくとともに、事務費本人徴収額の決定に当たっては十分注意くださるよう願  
いします。

担当 長寿社会課 高齢福祉主査 阿部雅人 TEL 023-630-2273 FAX 023-630-2271
--